

徳島県意思疎通支援者派遣事業 (要約筆記) のてびき

1. 実施主体

徳島県立障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター
(社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団)

2. 派遣の流れ

①	申請	指定の用紙にて申請
②	調整	登録いただいている要約筆記者及び要約筆記奉仕員へ、派遣可能かどうか伺い、調整します。
③	依頼	派遣者が決まりしだい、依頼書を送付します。
④	派遣	依頼をした日時、場所での要約筆記をお願いします。
⑤	報告・請求	派遣終了後、できるだけ早く報告・請求書を当センターへ提出してください。 派遣時間について、準備・打合せ・片付けの時間は一律で 1時間 とさせていただきますので、依頼した時間から遡って1時間前を開始時間としてください。 例) 依頼書 13:00~15:00 報告書 12:00~15:00 (3時間で請求)
⑥	報酬支払い	毎月、21日に前月分の報酬をお支払いします。21日が土日祝の場合は、その前の一番近い平日にお支払いします。支払い方法は事前にお聞きしている銀行口座へ振り込みます。 例) 4月分の派遣報酬 → 5月21日にお支払いします。 ただし、5月21日にお支払いできるのは、4月分の報告・請求書を5月5日までに提出いただいた方に限ります。5月5日を過ぎて提出された方については、6月のお支払いとなりますので、ご了承ください。

3. 要約筆記で使用する機器等について

当センターでは要約筆記で使用する機器等について、下記のを準備しております。

(当センターが準備している機器等)

投影用パソコン ・ プロジェクター ・ スクリーン ・ OHC
ハブ ・ VGA ケーブル ・ LAN ケーブル ・ 延長コード

※入力用パソコンについては、皆様個人のパソコンを使用させていただくこととなりますが、LAN でパソコン同士をつなぐという性質上、OS のバージョンやセキュリティの管理については自己責任でお願いいたします。

4. 緊急連絡について

体調不良等で、明日や当日の派遣が難しくなった場合など、緊急連絡については、当センターへご連絡ください。

(TEL 088-631-1400)

○夜間（17時～21時）

まずは当センターへご連絡ください。つながらない場合は、障がい者交流センター（交流プラザ1階）へご連絡ください。

(TEL 088-631-1000)

○休館日（木曜日）

障がい者交流センターへご連絡ください。

(TEL 088-631-1000)

※木曜日が祝日の場合は開館となります。その際、振替で別の平日が休館日となりますので、ご注意ください。